

平成25年7月31日
高知行政評価事務所
(所長：大田保秀)

「国の庁舎における利用者の安全及び利便の確保に関する行政評価・監視」の結果の公表

高知行政評価事務所では、平成25年4月から7月にかけて、県内の国の庁舎のうち、合同庁舎・総合庁舎、公共職業安定所、法務局など利用者が多いとみられる16庁舎を選定し、バリアフリー対策、受動喫煙防止対策及び防災対策の実施状況について調査しました。

調査の結果、①点字ブロックが適切に設置されていなくため円滑な移動ができない例、②庁舎出入口付近に灰皿を置いただけの喫煙場所など受動喫煙防止措置が不十分な例、③消防訓練等が実施されていない例等がみられました。

この調査結果を踏まえ、平成25年7月30日、関係行政機関に対し必要な改善措置を講ずるよう通知しました。

(注) 行政評価・監視には、総務省行政評価局が企画する「全国計画調査」と、出先機関が地域の行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るために独自に企画する「地域計画調査」があり、本行政評価・監視は後者の地域計画調査です。

【本件照会先】

高知行政評価事務所 評価監視官室
担当：安藝、山下
電話：088-824-4100
FAX：088-824-4194

概 略

背景

- 国の庁舎については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年施行、いわゆるバリアフリー法)により、施設のバリアフリー化が求められているところ
「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20年策定、バリアフリーに関する関係閣僚会議決定)では、国の庁舎について、窓口までの経路、障害者や高齢者等に対応したトイレ(オストメイト対応)、駐車スペースの整備の推進を明記
- 受動喫煙防止対策に関しては、健康増進法により、庁舎を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努める必要。
また、近年、受動喫煙の健康への影響に対する関心の高まり
- 防災対策に関しては、消防法により、一定規模以上の庁舎については、消防計画を作成し、避難訓練等の実施が必要。また、消防計画の作成を要する庁舎のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく対象区域に所在するものは、消防計画に津波避難等に関する事項を定める必要あり。災害発生時には適切な対応が求められる

調査の概要

【主な調査事項】

- 1 バリアフリー対策の実施状況
- 2 受動喫煙防止対策の実施状況
- 3 防災対策の実施状況

【調査対象庁舎】

高知県内に所在する国の庁舎のうち、利用者が多いとみられる庁舎を中心に、16庁舎を選定・調査

- ・合同庁舎・総合庁舎 10(合同庁舎8、総合庁舎2)(注)
- ・単独庁舎 6 公共職業安定所、法務局の支局、税務署など
- ※意見聴取団体 3 高知県身体障害者連合会など

(注) 合同庁舎: 複数省庁が入居する庁舎

総合庁舎: 同一省庁の複数部局が入居する庁舎

【調査実施期間】 平成25年4月～7月

通知事項

- 1 バリアフリー対策の適切な実施、施設設備の整備の促進
- 2 受動喫煙防止対策の適切な実施
- 3 防災対策の適切な実施

【通知先】7機関

高知地方法務局、高知地方検察庁、高知財務事務所、高知労働局、中国四国農政局高知地域センター、高知運輸支局、高知海上保安部

※合同庁舎・総合庁舎については、管理官署に通知
税務署については、四国行政評価支局が高松国税局に通知

1 バリアフリー対策の実施状況

調査結果の概要

【制度の概要】

- ・ 国の庁舎については、バリアフリー法により、不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の新築庁舎は、建築物移動等円滑化基準（以下「円滑化基準」という。）への適合義務あり。既存の庁舎等は、庁舎の出入口、階段、トイレ、敷地内通路等の修繕・模様替を行う場合等に基準に適合するよう努める必要
- ・ 施設の利用者に対しては、高齢者・障害者等の移動等円滑化のため、施設の整備状況に関する必要な情報（バリアフリー情報）を適切に提供することが必要（バリアフリー法第3条に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」平成23年3月31日告示）

「円滑化基準」の主な内容は次のとおり

- ① 道等から庁舎の案内所又は点字表示がされた案内板等までの経路のうち、1経路以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）とすること 例：点字ブロックの敷設等が必要
- ② 階段の踏面端部とその周囲の部分との色の明度差等を大きくし、段を容易に識別できるものとする。また、階段の上端に近接する廊下部分に、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うための点字ブロックを敷設すること
- ③ 階段や一定以上の勾配のスロープには、手すりを設けること
- ④ トイレには、オストメイト用設備を整備すること。また、男子用小便器には、床置き式の小便器又は壁掛式の小便器（受け口の高さ35cm以下）を1基以上設けること
- ⑤ このほか、廊下、階段、敷地内通路、駐車場、トイレ等について、それぞれ円滑化基準を設定

【調査結果】

1 視覚障害者移動等円滑化経路の確保（10庁舎、12事例）

- 点字ブロックの組み合わせや誘導先が適切でないもの 8事例 ……………【写真P6】
- 経路に点字ブロックが敷設されていないもの 2事例 ……………【写真P7】
- 点字ブロックの上に障害物が置かれているもの 1事例 ……………【写真P8】
- 点字ブロックと周囲の床面との明度差等（注）が小さいもの 1事例

（注）明度差等とは、色の明度、色相又は彩度の差

2 バリアフリー施設・設備の整備(13庁舎、29事例)

廊下 ■ 階段の上端に近接する廊下部分に、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために敷設する必要がある点字ブロックが敷設されていないもの 1事例

階段 ■ 階段に手すりがないもの、踏面端部とその周囲の部分に明度差等がない又は小さいもの 7事例 ……【写真P9】
(屋内)

トイレ ■ トイレを設ける場合に必要とされているオストメイト用設備(注)が整備されていないもの 10事例
■ 受け口の高さの基準を満たす壁掛式小便器が設けられていないもの 1事例 ……【写真P10】
■ 案内板にオストメイトマークが表示されていないもの 2事例
(注)ストーマ(人工肛門、人口膀胱)保持者が使用する水洗器具

敷地内 ■ 階段に手すりがないもの、踏面端部とその周囲の部分に明度差等がない又は小さいもの 6事例 ……【写真P11】

通路 ■ 玄関に通じる傾斜路に手すりが設けられていないもの 1事例 ……【写真P12】
(屋外)

駐車場 ■ 車いす使用者用駐車場の表示が消えかけているもの 1事例 ……【写真P13】

3 移動等円滑化のための施設の整備状況等に関する情報提供(14庁舎、14事例) ……【写真P14】

■ 庁舎のバリアフリー情報(注)がホームページで提供されていないもの 12事例 適切に情報提供されている例
■ ホームページで提供されている庁舎のバリアフリー情報の一部に漏れがあるもの 2事例

(注)点字ブロック、車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車場の整備状況に関する情報

通知事項

関係行政機関は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化を一層推進するとともに、利用者の安全及び利便の向上を確保する観点から、下部機関を含め、また、必要に応じて他の行政機関と連携し、次の措置を講ずる必要あり

□ 既存のバリアフリー関連施設・設備のうち、高齢者、障害者等の安全又は円滑な利用に支障が生じているものについては、必要な改善措置を講ずること

また、庁舎の円滑化基準適合状況について点検を実施し、円滑化基準に適合していない施設・設備については、所要の措置を講ずること。

□ 庁舎のバリアフリー情報について、インターネットホームページ等により適切に周知を図ること

2 受動喫煙防止対策の実施状況

調査結果の概要

【制度の概要】

- ・ 官公庁施設、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙の防止のための必要な措置を講ずるよう努める必要（健康増進法第25条）
- ・ 官公庁や医療機関においては、全面禁煙が望ましく、全面禁煙が極めて困難な場合においては、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことなど、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要（平成22年厚生労働省通知）
- ・ 受動喫煙には、施設の出入口付近に設けられた喫煙場所から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされることも含むため、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置を講ずるよう努める必要（平成22年厚生労働省生活習慣病対策室長事務連絡）

【調査結果】（3庁舎）

- 庁舎出入口付近に灰皿を置いただけの喫煙場所が設けられているもの 3庁舎 ……………【写真P15】
- 庁舎内に分煙機と灰皿を置いただけの喫煙場所が設けられているもの 1庁舎 ……………【写真P15】

（参考） 調査対象16庁舎のうち、庁舎内全面禁煙：10庁舎、庁舎内分煙：6庁舎



通知事項

関係行政機関は、受動喫煙防止対策を推進する観点から、下部機関を含め、受動喫煙防止対策の実施状況を点検するとともに、次の措置を講ずる必要あり

- 庁舎出入口付近等に灰皿を置き喫煙場所としているものについては、喫煙場所を受動喫煙のおそれのない場所に移動すること
- 庁舎内の喫煙場所においてたばこの煙の流出防止措置を講じていないものについては、適切な受動喫煙防止対策を実施すること

3 防災対策の実施状況

調査結果の概要

【制度の概要】

消防法では、収容人員が50人以上となる国の庁舎は、防火管理者を選任し、消防計画の作成、同計画に基づく消火、通報及び避難訓練の定期的な実施義務

消防計画の作成を要する庁舎のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(地震防災特措法)に基づく対象区域に所在するものは、消防計画に、津波からの円滑な避難の確保等に関する事項(以下「対策計画」という。)を定める必要

(参考) 調査対象16庁舎のうち、消防計画の作成義務があるものは8庁舎、このうち対策計画を定める必要があるものは4庁舎

【調査結果】(3庁舎)

- 消防計画で定めている消防訓練等を実施していないもの 3庁舎
- 消防計画に対策計画で定めることとされている津波避難等に関する事項を定めていないもの 1庁舎



通知事項

関係行政機関は、災害発生時における施設利用者の安全対策を推進する観点から、下部機関を含め、防災対策の実施状況を点検するとともに、次の措置を講ずる必要あり

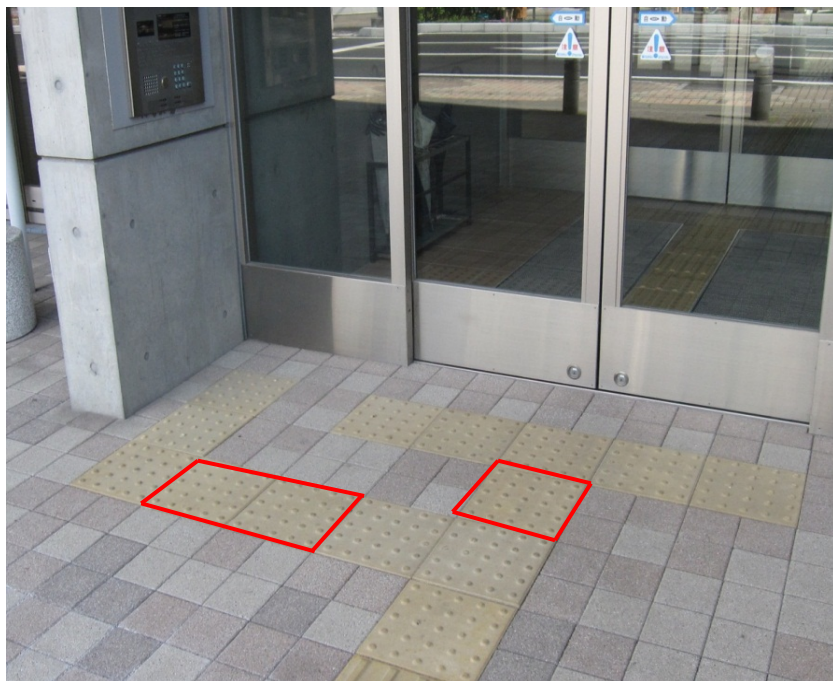
- 消防訓練等を実施していないものについては、消防計画に沿って消防訓練等を的確に実施すること
- 消防計画に対策計画で定めることとされている津波避難等に関する事項を定めていないものについては、当該事項に関する規定を整備すること

【資料】 高知県内における主な事例

点字ブロックの組み合わせや誘導先が適切でない例

例1

本来は誘導用の「線状ブロック」を敷設すべき位置に警告用の「点状ブロック」が敷設されている。



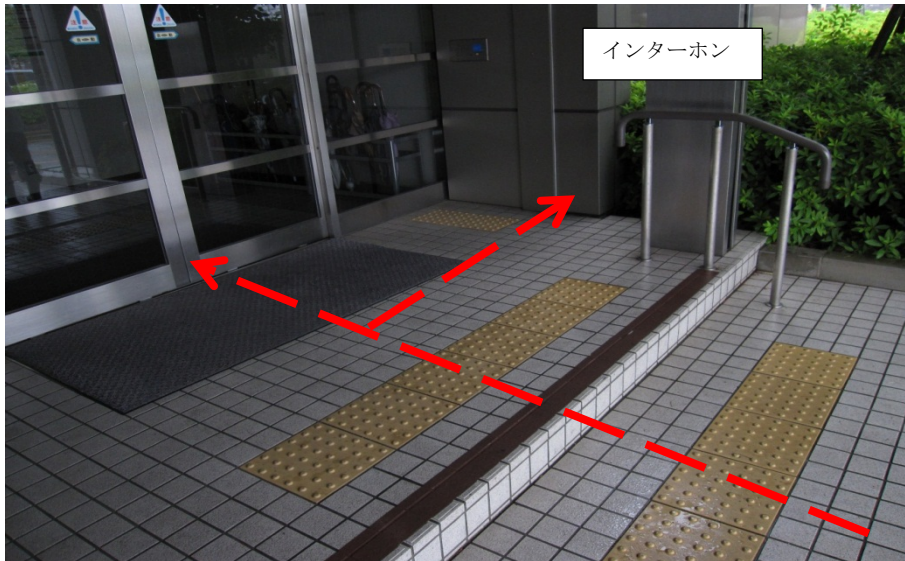
(注) 「線状ブロック」は、歩行方向を案内することを目的とした、移動方向を指示するためのブロック。
「点状ブロック」は、前方の危険の可能性若しくは歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とした、注意を喚起する位置を示すためのブロック。

例2

空室(旧事務室)へ誘導されたままとなっている。



視覚障害者を誘導するための点字ブロックが敷設されていない例



点字ブロックの上に障害物(案内看板)が置かれている例



階段の踏面端部とその周囲の部分との明度差等が小さい例



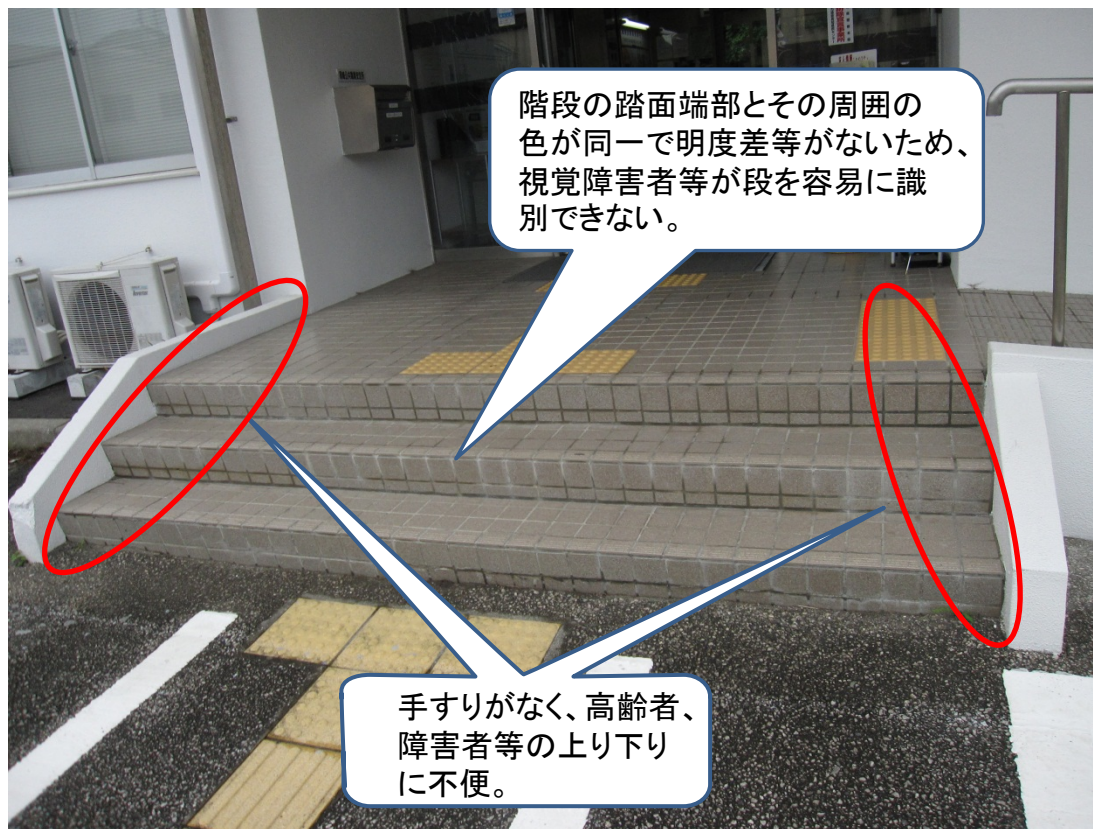
庁舎内の階段の踏面端部とその周囲の色の明度差等が小さいため、視覚障害者等が段を容易に識別できない。

※「明度差等」とは、色の明度、色相又は彩度の差

受け口の高さの基準を満たす壁掛式小便器が設けられていない例



階段に手すりがなく、踏面端部とその周囲の部分に明度差等がない例



※「明度差等」とは、色の明度、色相又は彩度の差

玄関に通ずる傾斜路に手すりが設けられていない例



車いす使用者用駐車場の表示が消えかけている例



受動喫煙防止措置が不十分な例

例1
庁舎出入口付近に灰皿を置いただけの喫煙場所が設けられている。



例2
庁舎内に分煙機と灰皿を置いただけの喫煙場所が設けられている。



(参考)

調査対象庁舎別事例一覧【16庁舎】

庁舎区分	庁舎 (管理官庁)	バリアフリー対策													受動喫煙防止対策 (健康増進法)		防災対策 (消防法等)			計		
		①視覚障害者移動等 円滑化経路	②移動等円滑化経路			③バリアフリー関連施設・設備							④情報提供									
		点字ブロック等 (令第21条)	傾斜路 (令第18条)	エレベーター (令第18条)	敷地内通路 (令第18条)	廊下等 (令第11条)	階段 (令第12条)	傾斜路 (令第13条)	便所 (令第14条)	敷地内通路 (令第16条)	駐車場 (令第17条 等)	標識 (令第19条)		案内板 (令第20条)	ホームページ (基本方針)	玄関前 喫煙所	庁舎内 喫煙所	消防計画	消防訓練		避難通路	
合同庁舎	高知地方合同庁舎 (高知地域センター)	○					○		○	○					○	○	○		○			8
	高知よさこい咲都合同庁舎 (高知財務事務所)						○								○							2
	高知港湾合同庁舎 (高知海上保安部)	○○								○				○	○							6
	須崎地方合同庁舎 (須崎公共職業安定所)						○				○○	○			○							5
	須崎第2地方合同庁舎 (須崎税務署)	○													○							2
	土佐山田地方合同庁舎 (高知地方法務局香美支局)	○					○								○	○						5
	安芸地方合同庁舎 (高知地方法務局安芸支局)						○								○							3
	中村地方合同庁舎 (高知地方法務局四万十支局)	○					○				○○				○	○						6
総合庁舎	高知法務総合庁舎 (高知地方検察庁)														○							1
	高知労働総合庁舎 (高知労働局)	○					○				○				○							5
単独庁舎	高知地方法務局いの支局	○○								○	○				○							5
	南国税務署										○	○										2
	伊野税務署	○									○											2
	高知公共職業安定所														○			○	○			3
	いの公共職業安定所	○													○							3
	高知運輸支局大津庁舎	○					○								○					○○		6
計	12	0	0	0	1	7	0	11	7	1	0	0	2	14	3	1	1	4	0		64	

- (注) 1 調査結果に基づき当事務所が作成したものの。
 2 バリアフリー対策様の()書きは、バリアフリー法施行令等の該当条文を示す。
 3 「○」は、事例数を示す。
 4 「\」は、対象外を示す。